2　1に規定する支援は、次に掲げる租税債権の徴収についてのみ行われる。
(a)　法人に係る租税債権で次のいずれかの場合に該当するもの
(i)　当該租税債権の決定が第二十五条の規定に従い両締約国の権限のある当局の合意のための手続によって解決される対象とならない場合
(ii)　当該租税債権の決定について第二十五条の規定に従い両締約国の権限のある当局が合意した場合
(iii)　当該法人が当該租税債権の決定に関する両締約国の権限のある当局の合意のための手続を終了させた場合
(b)　個人に係る租税債権。ただし、支援の要請が受領された時において当該個人が支援を要請された締約国（以下「被要請国」という。）の国民である場合には、当該個人又はこれに代わる者が当該租税債権に関し次のいずれかの行為を行ったときに限る。
(i)　詐欺的な租税の申告又は詐欺的な還付請求
(ii)　租税を免れるために故意に租税の申告を怠ること。
(iii)　当該租税債権の徴収の回避を目的とする被要請国への資産の移転

3　2の規定にかかわらず、1に規定する支援は、この条約に基づいて認められる租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることがないようにするために必要な租税債権の徴収について行われる。ただし、被要請国が、特典が不当に付与されたと認定することに同意する場合に限る。

4　この条の規定は、第二条に規定する租税及び次の租税に係る租税債権についてのみ適用する。
(a)　日本国については、
(i)　消費税
(ii)　相続税
(iii)　贈与税
(b)　合衆国については、
(i)　連邦遺産税及び連邦贈与税
(ii)　外国保険業者の発行した保険証券に対する連邦消費税
(iii)　民間財団に関する連邦消費税
(iv)　被用者及び自営業者に関する連邦税

5　租税債権の徴収（3に規定する租税債権の徴収を除く。）における支援の要請には、支援を要請する締約国（以下「要請国」という。）の法令の下において当該租税債権が最終的に決定されたものであることについての要請国の権限のある当局の証明を付する。この条の規定の適用上、租税債権は、要請国が自国の法令に基づき当該租税債権を徴収する権利を有し、かつ、当該租税債権に関する争訟のために納税者が行使することができる行政上及び司法上の全ての権利が消滅し、又は尽くされた場合に、最終的に決定されたものとする。

6　要請国からの支援の要請がこの条の規定に基づき被要請国によって徴収のために受理された場合には、要請国の租税債権は、被要請国の法令に基づく徴収のために必要な限りにおいて、要請が受領された時において被要請国の法令に基づき確定した租税債権として取り扱われるものとし、被要請国の租税債権の徴収に適用される法令に従い、被要請国の租税債権を徴収する場合と同様に徴収されるものとする。

7　6の規定にかかわらず、支援の要請に従い被要請国がとった徴収のための措置であって、要請国の法令によれば、要請国が当該措置をとった場合に要請国において租税債権の徴収の時効を停止し、又は中断する効果を有することとなるものは、当該租税債権に関して、要請国の法令の下においても同様の効果を有する。被要請国は、当該措置について要請国に通報する。

8　被要請国による支援が行われている租税債権は、被要請国において、被要請国の法令の下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。

9　この条のいかなる規定も、要請国の最終的に決定された租税債権に関し、いずれかの締約国の法令の下において行政上又は司法上の審査を受ける権利が認められているか否かにかかわらず、被要請国においてそのような権利を生じさせ、又は付与するものと解してはならない。

10　この条の規定に基づく支援の要請が実施されている間に、要請国が、自国の法令に基づき、要請の対象である租税債権を徴収する権利を喪失し、又はその徴収を終了する場合には、要請国の権限のある当局は、徴収における支援の要請を速やかに撤回し、被要請国は、当該租税債権の徴収に係る全ての措置を終了する。

11　この条の規定に基づく支援の要請が実施されている間に、要請国が自国の法令に従い要請の対象である租税債権の徴収を停止する場合には、要請国の権限のある当局は、被要請国の権限のある当局に対してその旨を速やかに通報し、被要請国の権限のある当局の選択により当該要請を停止し、又は撤回するものとし、被要請国は、これに従って当該租税債権の徴収に係る全ての措置を停止し、又は終了する。

12　この条の規定に基づき被要請国が徴収した額は、要請国の権限のある当局に送金される。

13　両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、徴収における支援を行うに当たり生じた通常の費用は被要請国が負担し、特別の費用は要請国が負担する。

14　この条の規定は、いかなる場合にも、被要請国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。
(a)　被要請国又は要請国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
(b)　公の秩序に反することとなる措置をとること。

15　この条の規定は、いかなる場合にも、被要請国に対し、次のいずれかに該当するときに要請国からの要請を受理する義務を課するものと解してはならない。
(a)　要請国が支援の要請の対象となる租税債権を徴収するために自国の法令又は行政上の慣行の下においてとることができる全ての適当な措置をとっていないとき。
(b)　要請国が得る利益に比して被要請国の行政上の負担が著しく不均衡であるとき。

16　この条の規定（3の規定を除く。）に基づいて支援が行われる前に、両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法（各締約国に対する支援の程度の均衡を確保するための合意を含む。）について合意する。特に、両締約国の権限のある当局は、一方の締約国が特定の年において行うことができる支援の要請の数の上限、支援を要請することができる租税債権の最低金額及びこの条の規定に基づいて徴収された額の送金に関する手続規則について合意する。

第十四条

1　二千三年議定書1(a)中「合衆国の消費税」を「連邦消費税」に、「当該消費税」を「当該連邦消費税」に改め、二千三年議定書1(b)中「合衆国の消費税」を「連邦消費税」に改める。

2　二千三年議定書9を次のように改める。

9　削除